

# そ の 他



## 告 示

○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに関し定める件

〔平成九年文部省告示第二〇一号〕……………一九五一

ページ

○日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

〔平成一六年文部科学省告示第一三〇号〕……………一九五三

○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件

〔平成二二年文部科学省告示第七九号〕……………一九五五

○健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

〔平成二二年厚生労働省告示第二九〇号〕……………一九五六

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針〔平成二六年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号〕……………一九五七

○日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ

〔令和二年文部科学省告示第三六号〕……………一九六一

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

〔令和六年文部科学省告示第一六一号〕……………一九六二

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〔抄〕

〔平成二十三年厚生労働省告示第一五四号〕……………一九六四

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日を定める件

〔平成二十四年厚生労働省告示第六三号〕……………一九六五

## 通知等

○私立学校教職員共済法施行令第三条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について

〔昭和三十五年文部大臣裁定〕……………一九六六

○私立学校教職員共済法施行令第四十条に規定する「文部科学大臣の定めるもの」について

〔昭和五十九年文部大臣裁定〕……………一九六七

○私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について

〔昭和六一年文部大臣裁定〕……………一九六七

## ○日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに關し定める件

(平成九年十二月十九日  
文部省告示第二百一十号)

〔沿革〕

平成二年 六月 九日 文部省告示第一一三号改正  
平成四年 三月 五日 文部科学省告示第三号改正  
平成五年 五月二〇日 文部科学省告示第七号改正  
平成七年 九月三〇日 文部科学省告示第一五八号改正

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三条の規定、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八条の規定及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項の規定並びに日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に關する省令(平成九年文部省令第四十二号)第三条第二項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から長期勘定への繰入れに關し、次のように定め、平成十年一月一日から適用し、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律第一条及び第一条の二の規定による年金の額の改定により増加す

その他

日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生年金勘定への繰入れに關し定める件

一九五一

る費用について日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行なう助成に關し定める等の件(昭和四十五年十月一日文部省告示第二百七十九号)、日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行う助成に關し定める等の件(昭和五十一年十一月二十四日文部省告示第六十二号)及び日本私学振興財団が私立学校教職員共済組合に対し行う助成に關し定める件(昭和六十一年七月九日文部省告示第三百三十三号)は、廃止する。

一 繰入額は、毎年度、当該年度に係る次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。)第十七条第一号に掲げる費用に百分の八十二を乗じて得た額に相当する額

ロ 施行令第十七条第二号及び第三号に規定する法律又は政令の規定による年金の額の改定の対象となる年金である給付の種類ごとに当該改定により増加する費用に当該年金の額の算定の基礎となつた加入者期間(加入者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。)の月数に対する昭和二十九年一月一日前の当該加入者期間の月数の比率を乗じて得た額を合算した額の百分の八十二に相当する額。ただし、その額とイに掲げる額とを合算した額が日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号。次号において「法」という。)附則第十二条に規定する残余の額の一部として日本私立学校振興・共済事業団(次号において「事業団」という。)の予算で措置された額を超えるときは、当該予算で措置された額からイに掲げる額を控除した額とする。

二 前号の規定にかかわらず、法第三十五条第一項に規定する残余の額が、事業団の予算で措置された法第二十三条第一項第三号の助成金（以下この号において「助成金」という。）の額及び厚生年金勘定への繰入額を合算した額を下回る場合の繰入額は、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した額とする。この場合において、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えないときは、残余の額から助成金の財源に充てられる額を控除した全額を施行令第十七条第一号に掲げる費用について繰入れを行うものとし、当該繰入額が前号イに掲げる額を超えないときは、同号イに掲げる額を施行令第十七条第一号に掲げる費用について、当該繰入額から前号イに掲げる額を控除した額を同条第二号及び第三号に掲げる費用について繰入れを行うものとする。

三 繰入額は、精算払とする。

一号：一部改正・二号：追加・三号：削除・旧二号：三号に繰下〔平成二年六月文部告第一一三号〕、一・二号：一部改正〔平成四年三月文科告三号、二五年五月七九号〕、二号：一部改正〔平成二七年九月文科告一五八号〕

前 文 〔抄〕〔平成二二年六月九日 文部省告示第一一三号〕

平成十一年度における繰入額から適用する。

前 文 〔抄〕〔平成二七年九月三〇日 文部科学省告示第一五八号〕

平成二十七年十月一日から適用する。

# ○日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

(平成十六年八月三日  
文部科学省告示第百三十号)

〔沿革〕 令和 六年 三月二十八日 文部科学省告示第四三号改正

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針を次のように定めたので、公表する。

日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のため

に必要な事業に関する指針

## 第一 目的

この指針は、私立学校教職員共済法（以下「法」という。）第二十六条第六項及び第七項の規定に基づき、私立学校教職員共済制度の加入者及びその被扶養者（以下「加入者等」という。）を対象として行われる健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関し、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和を保ちつつ、その基本的な指針を示すものである。

その他

日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

一九五三

## 第二 事業団の役割

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法第二十六条第一項第一号の規定により、加入者等の保健事業を行うこととされている。一方、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第五条の規定により、学校においては、職員の健康診断、環境衛生検査その他保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならないとされている。また、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項の規定により、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならないとされ、同法第六十九条第一項の規定により、事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないとされている。

事業団は、これらの措置との調和を図りつつ、保健事業を適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。

## 第三 保健事業

### 一 基本的な考え方

事業団は、加入者等の特性を踏まえた保健事業を積極的に実施することにより、加入者等の健康の保持増進及び疾病予防のための自主的な取組を支援し、もって加入者等の生活の質の維持及び向上を実現することを目指すものとする。

その際、事業団は、健康増進法第七条第一項に規定する基本方針の内容を踏まえ、適切に対応することが必要である。

その他

日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針

一九五四

## 二 保健事業の内容

事業団は、加入者等を対象として、次の保健事業を実施するよう努めるものとする。

### 1 健康教育

加入者等が自主的に健康づくりに取り組む契機となるよう、生活習慣病等の発病の予防のための知識の普及等健康教育の内容の充実を図る。

### 2 健康相談

ブライバシーに配慮しつつ、生活習慣の改善に関する助言その他心身の健康に関し必要な助言等を行うための健康相談を実施する。

### 3 健康診査

加入者等が受ける健康診査に要する経費を補助するなど、加入者等が健康診査を積極的に受けられるよう支援することとし、その支援に当たっては、次の事項について配慮する。

(1) 補助の対象とする健康診査の検査項目及び検査方法については、科学的知見の蓄積等を踏まえて設定するとともに、必要に応じ見直しを行うこと。また、検査項目及び検査方法の医学的な有効性のほか、他の健康増進事業実施者の実施状況について、必要な情報収集を行うこと。

(2) 健康診査を行う施設をあっせんするときは、次の事項が実施されるよう当該施設と連携すること。

① 当該施設において、健康診査を行ったときは、治療を要する

者、生活習慣の改善を要する者等を速やかに把握し、加入者等に

結果を通知すること。

② 結果の通知に当たっては、医師、保健師等の助言を得て、治療を要する者に受診を勧奨するとともに、生活習慣の改善を要する者については、その環境及び心身の状況に応じて継続的な指導を行うこと。

### 4 その他の保健事業

健康教育、健康相談及び健康診査のほか、事業団は、健康の保持増進及び疾病予防の観点から、健康づくり事業等の保健事業を実施する。

## 三 保健事業の実施要綱の策定

事業団は、保健事業の総合的推進について定める実施要綱を策定するものとする。

第一・二・三…一部改正〔令和六年三月文科告四三三号〕

前 文 〔抄〕〔令和六年三月二八日 文部科学省告示第四三三号〕

令和六年四月一日から適用する。

○私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件

(平成二十一年五月一日  
文部科学省告示第七十九号)

〔沿革〕 平成二十九年 八月三十一日 文部科学省告示第一〇六号改正

私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四〔現行Ⅱ―一条の三の三Ⅱ平成二十九年七月政令二一三号〕により改正〕第七項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、公布の日から適用する。

私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成

その他

私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件

二十一年厚生労働省告示第二百九十号）に規定する給付とする。

本則：一部改正〔平成二十九年八月文科省一〇六号〕

前 文 〔抄〕〔平成二十九年八月三十一日 文部科学省告示第一〇六号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は平成二十九年八月一日から適用する。

その他

健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

一九五六

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」による高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る医療費の支給

本則：一部改正〔平成二六年一月厚生労働省令四七六号・三〇年一月三九三号・令和三年三月一四三三号〕

前文〔抄〕〔平成二六年一月九日厚生労働省告示第四七六号〕

平成二十七年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔平成三〇年一月二〇日厚生労働省告示第三九三三号〕

平成三十年十二月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年三月三十一日厚生労働省告示第一四三三三号〕

令和三年四月一日から適用する。

# ○健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

（平成二十一年四月三十日  
厚生労働省告示第二百九十号）

〔沿革〕 平成二六年二月九日厚生労働省告示第四七六号改正

平成三〇年一月二〇日厚生労働省告示第三九三三号改正  
令和三年三月三十一日厚生労働省告示第一四三三三号改正

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき、健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成二十一年五月一日から適用する。

健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働

大臣が定める医療に関する給付

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給
- 二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

- 三 昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 四 平成三十年六月二十七日健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知

○積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

(平成二十六年七月三日  
総務省・財務省・文部科学省、厚生労働省告示第一号)

〔沿革〕 令和二年二月二七日 総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号改正

令和七年三月二四日 総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の四第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項の規定に基づき、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針を次のように定め、同法の施行の日（平成二十七年十月一日）から適用することとしたので、厚生年金保険法第七十九条の四第六項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項の規定に基づき公表する。

積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

その他 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

第一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

一 積立金（厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第七十九条の三第三項の規定により共済各法（同項に規定する共済各法をいう。）の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

二 積立金の運用は、法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用回りの水準を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。）を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

第二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

一 管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）は、本指針に適合するよう、共同して、管理運用の方針（法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下同じ。）において基本ポートフォリオ（同条第二項第三号に規定する管理積立金（同条第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）

## その他 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本指針

一九五八

の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成をいう。以下同じ。）を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。その際、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。

二 モデルポートフォリオは、財政の現況及び見通し及び積立金の運用において将来合理的に期待できる運用回りの水準を踏まえ、積立金の実質的な運用回り1.9%を長期的に確保する構成とすること。

三 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。

四 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの中心値範囲の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。

五 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があるときと認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。また、管理運用主体は、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖

離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

### 第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

一 管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用の方針を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。

二 管理運用主体は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。

三 管理運用主体が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。

四 管理運用主体は、本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。

五 管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。

六 管理運用主体による管理積立金の運用に当たっては、管理運用主体の資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

七 管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コード）に関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針を策定し、公表した上で、必要な取組を行うこと。

八 管理運用主体は、企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。

九 管理運用主体は、年金財政の見直し及び収支状況を踏まえ、保険給付等に支障を生じさせることがないよう、保険給付等に必要流動性を確保すること。

その他 積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針

十 管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

十一 管理運用主体は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することを原則とすること。その上で、アクティヴ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティヴ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

十二 管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

十三 管理運用主体は、アセットオーナー・プリンシプル（令和六年八月二十八日内閣官房新しい資本主義実現本部事務局策定）を踏まえ、アセットオーナーとしての責任を果たすために必要な取組を行うこと。

#### 第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

一 管理運用主体は、基本ポートフォリオを見直す場合において、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ

(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を決定すること。

二 主務大臣(法第百条の三の第三項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)及び管理運用主体は、積立金の運用の状況については、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うこと。また、管理運用主体の資産全体及び各資産の運用利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うこと。ただし、これにより難い場合にあつては、管理運用の方針においてその評価方法を明らかにすること。

三 主務大臣及び管理運用主体は、積立金の運用に対する被保険者の理解を促進するため、被保険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、管理運用主体が作成する業務概況書、所管大臣(法第七十九条の六第四項に規定する所管大臣をいう。)が行う管理積立金の管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

四 管理運用主体は、受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。)を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めること。

五 管理運用主体は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

六 主務大臣は、管理運用主体に対し、積立金の運用評価等に用いる厚生年金保険の被保険者の賃金上昇率等の実績を適時に提供すること。

七 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があるとき認めるときは、本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

第三・四…一部改正〔令和二年二月総・財・文・厚告一号〕、第一—三…一部改正〔令和七年三月総・財・文・厚告一号〕

前 文 〔令〕〔令和二年一月十七日 総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号〕

令和二年四月一日から票田を。

前 文 〔令〕〔令和七年三月二十四日 総務・財務・文部科学・厚生労働省告示第一号〕

令和七年四月一日から票田を。

## ○日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ

(令和二年三月二十六日  
文部科学省告示第三十六号)

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(平成九年文部省令第四十二号)附則第九項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金を退職等年金給付勘定へ繰り入れる場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(以下「財省会省令」という。)附則第八項に規定する経過的長期給付積立金の繰入れ(以下単に「繰入れ」という。)の額は、次のイの額からロ及びハの額を控除した額の範囲内とする。

イ 繰入れを行う最初の年度の前々年度の末日における財省会省令附則第五項に規定する経過的長期給付積立金の額

ロ 繰入れを行う最初の年度の前年度以降の将来にわたる経過的長期給付(財省会省令附則第二項に規定する職域年金経理で経理する給付をいう。)に要する費用の予想額の現価に相当する額

その他 日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ

ハ 繰入れを行う最初の年度の前年度以降の保険料軽減費用(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第八十五条第一項の表の下欄に定める率から同条第二項各号に定める範囲内の率を算出するに当たり同号の規定により控除することとされている数を控除して得た率を財省会省令附則第七項の軽減保険料率とした場合における同項の規定により繰入れに要する費用をいう。)の予想額の現価に相当する額

二 毎年度の繰入れの額は、当該年度の各月の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に次号に規定する繰入率を乗じて得た額に相当する額とする。

三 繰入率は、千分の三を超えない範囲において、日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第三十条に規定する事業計画で定める。

四 第一号に規定する額及び前号に規定する繰入率は、少なくとも五年ごとに再計算されるべきものとする。この場合における第一号の規定の適用については、同号イ中「繰入れを行う最初の年度の前々年度」とあるのは「再計算を行った年度の前年度」と、同号ロ及びハ中「繰入れを行う最初の年度の前年度」とあるのは「再計算を行った年度」とする。

五 令和二年度における第二号の規定の適用については、「各月」とあるのは「十月以降の各月」とする。

その他

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

一九六二

ことができなかつた場合に限る。

## ○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二 第二項第四号に規定する文部科学大臣が定 める方法

(令和六年十一月二十九日  
文部科学省告示第百六十一号)

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法を次のように定め、令和六年十二月二日から適用する。

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項の規定による加入者又はその被扶養者（以下「加入者等」という。）が療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるのは、当該確認が同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。第三号において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項に規定する電子資格確認によって受ける

一 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次号において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）とともに、日本私立学校振興・共済事業団（第三号において「事業団」という。）から加入者等に対して通知された私立学校教職員共済法施行規則第二条の五第一項に規定する資格情報通知書を提示する方法

二 個人番号カードとともに、番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した加入者等の資格に係る情報が記録されたものを提示する方法

三 利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下この号において同じ。）の発行を受けた者が、当該利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から三月を経過するまでの間において、当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を受けた上で、事業団に対し、加入者等の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情

報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、事業団から回答を受けて当該情報を療養の給付を受けようとする準用国共済法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等又は準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下この号において「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者」という。)に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から加入者等であることの確認を受ける方法

---

その他

私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法

その他

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定  
の施行等に関する告示〔抄〕（第三条・第四条） 別表

別表（第四条関係）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示〔抄〕

（平成二十三年五月二日  
厚生労働省告示第百五十四号）

最近改正 令和 六年三月二十九日 厚生労働省告示第一七一号改正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第九十六条並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第二条〔現行Ⅱ一条Ⅱ令和六年三月政令一〇二号により改正〕の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（法第九十六条の厚生労働大臣が定める日）

第三条 法第九十六条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域）

第四条 法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域は、別表に掲げる市町村の区域とする。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 青森県 | 八戸市 上北郡おいらせ町                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 岩手県 | 盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町                                                                      |
| 宮城県 | 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎町 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城県松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町                                                                     |
| 福島県 | 福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡金山町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田 |

|  |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                              |                                                       |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|  | 茨城県<br>水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町 | 栃木県<br>宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町 | 千葉県<br>千葉市（美浜区に限る。） 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|

○東日本大震災に対処するための特別の財政  
援助及び助成に関する法律第五十条の厚生  
労働大臣が定める日を定める件

（平成二十四年二月二十四日）  
（厚生労働省告示第六十三号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第五十条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

その他

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第五十条の厚生労働大臣が定める日を定める件

その他 私立学校教職員共済法施行令第三条の規定による「主として加入者の収入により生計を維持すること」の認定について

## ○私立学校教職員共済法施行令第三条の規定 による「主として加入者の収入により生計 を維持すること」の認定について

(昭和三十五年四月九日文部大臣裁定)

東京府出 令和四年十一月二十五日 国文政発第一三三三四号

私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第2号に規定する「主として加入者の収入により生計を維持する者」に該当する者は、次に掲げる者以外の者で日本私立学校振興・共済事業団において主として加入者の収入により生計を維持する者として認定したものとする。

- 1 その者について当該加入者以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第1項に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を国、民間その他から受けている者
- 2 加入者が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その加入者が主たる扶養者でない者
- 3 年額130万円以上の所得がある者（国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者）

○私立学校教職員共済法施行令第四十条に規定する「文部科学大臣の定めるもの」について

(昭和五十九年十月一日文部大臣裁定)

最近改正 令和二年二月一八日 元文科高第一〇一七号

私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第40条に規定する文部科学大臣の定める措置は、一部負担金の額等（同令第6条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）第11条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額に相当する金額をいう。）の払戻しの措置とする。

○私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について

(昭和六十一年四月一日文部大臣裁定)

最近改正 平成二十七年一月一日 二七文科高第六三四号

私立学校教職員共済法施行令（昭和28年政令第425号）第4条に規定する文部科学大臣の定める金額は、年額850万円とする。

なお、以上のほか、遺族に係る生計を維持することの認定に関しては、厚生年金保険における生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いの例によるものとする。

その他

私立学校教職員共済法施行令第四条に規定する「文部科学大臣の定める金額」について

